

計画に係る方針

本計画は、県の予防計画に即して作成するが、予防計画作成の手引きで必須項目となっているもの、感染症法や国の基本指針において保健所設置市の役割となっているものを基本として記載している。

< 節 >	市の記載項目	< 項 >			
第 1 感染症対策の基本的な考え方	○	1 感染症施策に係る事前対応型行政の構築	第 4 地域における感染症に係る医療を提供する体制の確保	1 感染症に係る医療の提供の考え方	
	○	2 市民一人ひとりに対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策		2 第一種及び第二種感染症指定医療機関の整備	
	○	3 感染症患者等の人権の尊重		3 機能・役割に応じた新型インフルエンザ等感染症等対応に係る協定の締結	
	○	4 感染症危機管理体制の確立		4 円滑な入院調整体制の構築	
	○	5 保健所設置市の果たすべき役割		5 宿泊療養施設の確保	
	○	6 市町村の果たすべき役割		6 外出自粛対象者及び濃厚接触者の療養生活の環境整備	
	○	7 市民の果たすべき役割		7 感染症の患者の移送のための体制	
	○	8 医師等医療関係者の果たすべき役割		8 一般の医療機関における平時及び患者発生時の医療提供	
	○	9 獣医師等獣医療関係者及び動物取扱業者の果たすべき役割		第 5 緊急時における対応	1 緊急時における感染症の発生の予防及びまん延防止並びに医療の提供
	○	10 施設等の管理者の果たすべき役割			2 緊急時における国及び県との連絡・連携体制
	○	11 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整及び指示の方針			3 緊急時における他の都道府県との連絡・連携体制
	○	12 予防接種の推進			4 緊急時における他の市町村との連絡・連携体制
	○	13 感染症を取り巻く状況に即した本計画の再検討			5 緊急時における医療関係団体との連絡・連携体制
		6 緊急時における情報提供			
第 2 感染症の発生の予防のための施策	○	1 感染症の発生の予防のための施策の考え方	第 7 情報収集、調査及び研究、人材の養成及び資質の向上並びに知識の普及及び感染症の患者等の人権の尊重	1 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究	
		2 感染症発生動向調査		2 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上	
		3 結核に係る定期的健康診断		3 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに感染症の患者等の人権の尊重	
		4 食品保健対策及び環境衛生対策との連携		第 8 その他感染症の予防の推進に必要な施策	1 病院、診療所、高齢者福祉施設等の施設内感染の防止
		5 市における関係部局の連携や医師会等の医療関係団体との連携			2 災害時の防疫
		6 保健所の役割と衛生環境研究所との連携			3 動物由来感染症の予防
		7 検疫所との連携			4 外国人に対する適用
		8 感染症の予防に関する保健所の体制の確保		5 薬剤耐性対策	
第 3 感染症のまん延防止のための施策	○	1 感染症のまん延防止のための施策の考え方	第 9 感染症に係る医療を提供する体制の確保その他感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するための措置に必要なものとして厚生労働省令で定める体制の確保に係る目標その他感染症の予防の推進に必要な施策	1 医療提供体制の確保に係る目標	
		2 検体の採取、健康診断、就業制限及び入院等の措置		(1) 医療措置協定締結医療機関（入院）の確保病床数	
		3 感染症の診査に関する協議会		(2) 医療措置協定締結医療機関（発熱外来）の機関数	
		4 消毒その他の措置		(3) 医療措置協定締結医療機関（自宅療養者等への医療の提供）の機関数	
		5 積極的疫学調査		(4) 医療措置協定締結医療機関（後方支援）の機関数	
		6 新型インフルエンザ等感染症等発生時の対応		(5) 医療措置協定締結医療機関（人材派遣）の確保人数	
		7 食品保健対策及び環境衛生対策との連携		(6) 医療措置協定に基づき個人防護具の備蓄を十分に行う医療機関の数	
		8 市における関係部局の連携や医師会等の関係団体との連携		2 その他の目標	
		9 検疫所との連携		○ (1) 検査の実施件数（実施能力）、検査設備の整備数	
		10 個人防護具等の確保		○ (2) 協定締結宿泊施設の確保居室数	
	○ (3) 医療関係者や保健所職員等の研修・訓練回数				
	○ (4) 保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能な IHEAT 要員の確保数（IHEAT 研修受講者数）				